

(2) 道路交通状況

調査対象区域周辺における自動車交通量及び歩行者交通量は、表 1-4-5 及び図 1-4-10 に示すとおりである。

これらによると、自動車交通量が最も多い地点は平日、休日ともに近畿自動車道名古屋大阪線 (No.①)、歩行者交通量が最も多い地点は平日、休日ともに津島七宝名古屋線 (No.②) である。

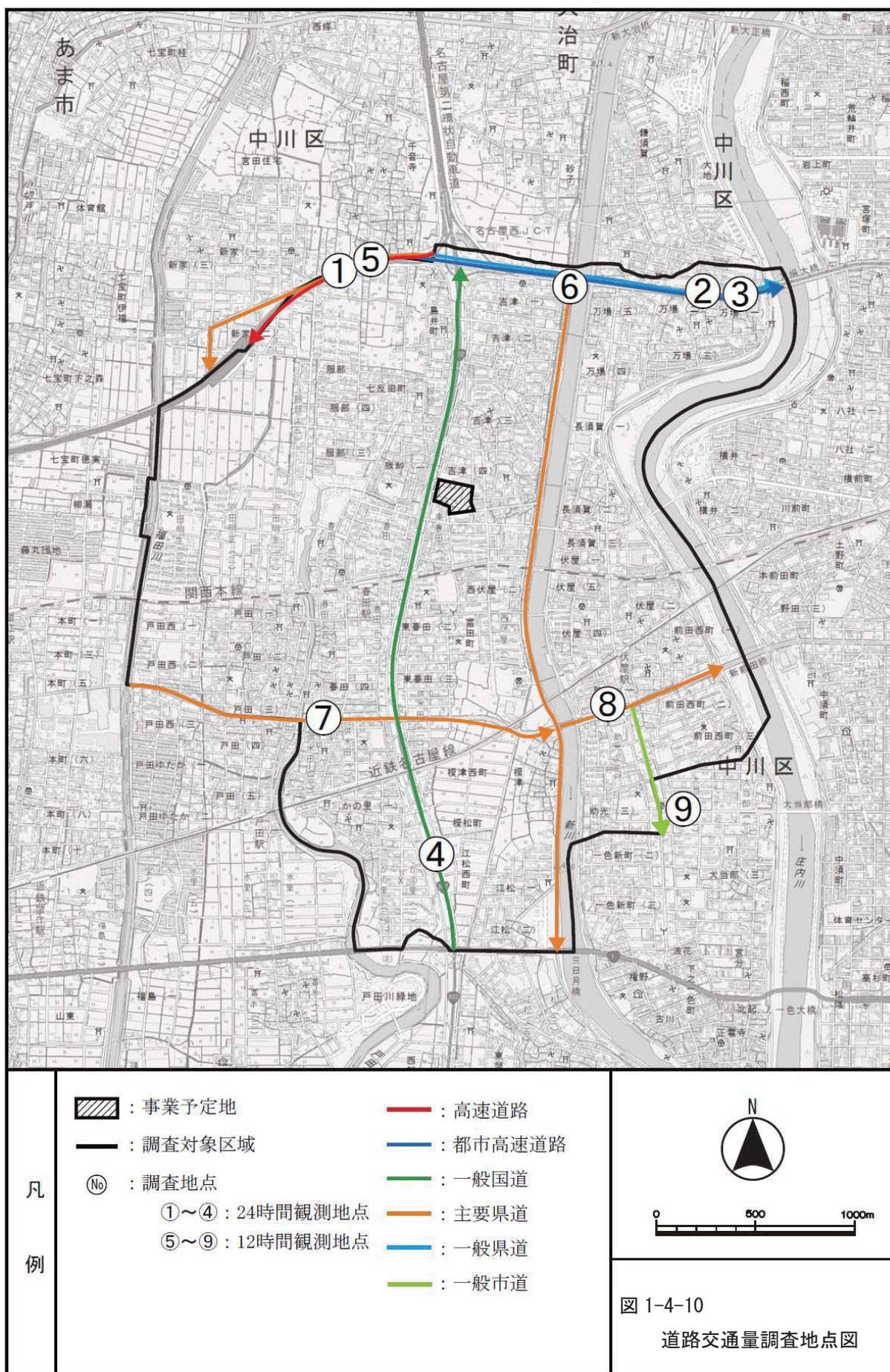
資料) 「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」(平成 24 年 名古屋市)

表 1-4-5 自動車・歩行者交通量調査結果

道路種別	路線名	調査地点 No.	調査・観測地点	12 時間交通量		24 時間交通量
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自動車 (台)
高速自動車国道	東名阪自動車道	①	名古屋西 JCT～名古屋西 IC	45,646 (38,109)	—	59,764 (54,237)
一般県道	津島七宝名古屋線	②	名古屋市中川区富田町万場字北畑中	26,229 (22,821)	1,174 (480)	36,370 (31,194)
都市高速道路	名古屋市道高速 1 号	③	名古屋市中川区富田町字万場	31,879 (24,895)	—	39,837 (33,180)
一般国道	一般国道 302 号	④	名古屋市中川区かの里 2 丁目	20,579 (—)	—	28,797 (—)
主要県道	名古屋蟹江弥富線	⑤	名古屋市中川区富田町千音寺	32,236 (30,823)	157 (181)	—
主要県道	名古屋中環状線	⑥	名古屋市中川区吉津一丁目	5,883 (5,131)	4 (5)	—
主要県道	弥富名古屋線	⑦	名古屋市中川区供米田三丁目	12,095 (11,985)	453 (243)	—
主要県道	弥富名古屋線	⑧	名古屋市中川区助光二丁目	15,660 (13,238)	260 (246)	—
一般市道	万場藤前線	⑨	名古屋市中川区助光三丁目	6,228 (—)	560 (—)	—

注) 1: () 内は休日の結果を示す。

2: 路線名は「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」の名称をそのまま使用している。



(3) 公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 24 年度の駅別乗車人員は、表 1-4-6 に示すとおりである。

1 年間の駅別乗車人員は JR 関西本線の春田駅が約 123 万人、近鉄名古屋線の伏屋駅が約 105 万人、戸田駅が約 67 万人である。

資料)「平成 25 年版名古屋市統計年鑑」(平成 26 年 名古屋市)

表 1-4-6 駅別乗車人員

単位：人/年

JR 関西本線	近鉄名古屋線	
春田駅	伏屋駅	戸田駅
1, 231, 347	1, 045, 435	667, 513

4-1-5 地域社会等

(1) 公共施設等

調査対象区域内には、図 1-4-11 に示すとおり、中川区役所富田支所、富田図書館のほか、高校が 1 箇所、中学校が 4 箇所、小学校が 8 箇所、幼稚園が 5 箇所、保育園が 7 箇所ある。また、病院が 2 箇所存在する。

また、図 1-4-12 に示すとおり、どんぐり広場や集会施設、図 1-4-13 に示すとおり、都市計画公園及び都市計画緑地が多数存在する。

資料)「学区別生活環境調査報告書」(平成 10 年 名古屋市)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「愛知県内の病院一覧(平成 25 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中川区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)

(2) 文化財等

調査対象区域内では、市指定文化財(有形民俗文化財)4 点、市指定文化財(無形民俗文化財)1 点が指定されている。

(3) 交通安全の状況

名古屋市内の平成 25 年における交通事故死者数は 48 人となっており、前年度と同数であった。

また、あま市内の平成 25 年における交通事故死者数は 4 人となっており、前年度から 3 人増加している。

資料)「愛知県の交通事故発生状況 平成 25 年中」(愛知県警察本部交通部)



凡
例

- | | |
|--|---|
|  : 事業予定地 |  : 幼稚園 |
|  : 調査対象区域 |  : 保育園 |
|  : 高等学校 |  : 病院 |
|  : 中学校 |  : 学区界 |
|  : 小学校 | |
|  : 図書館 | |

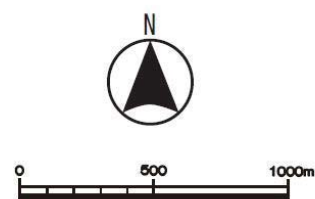
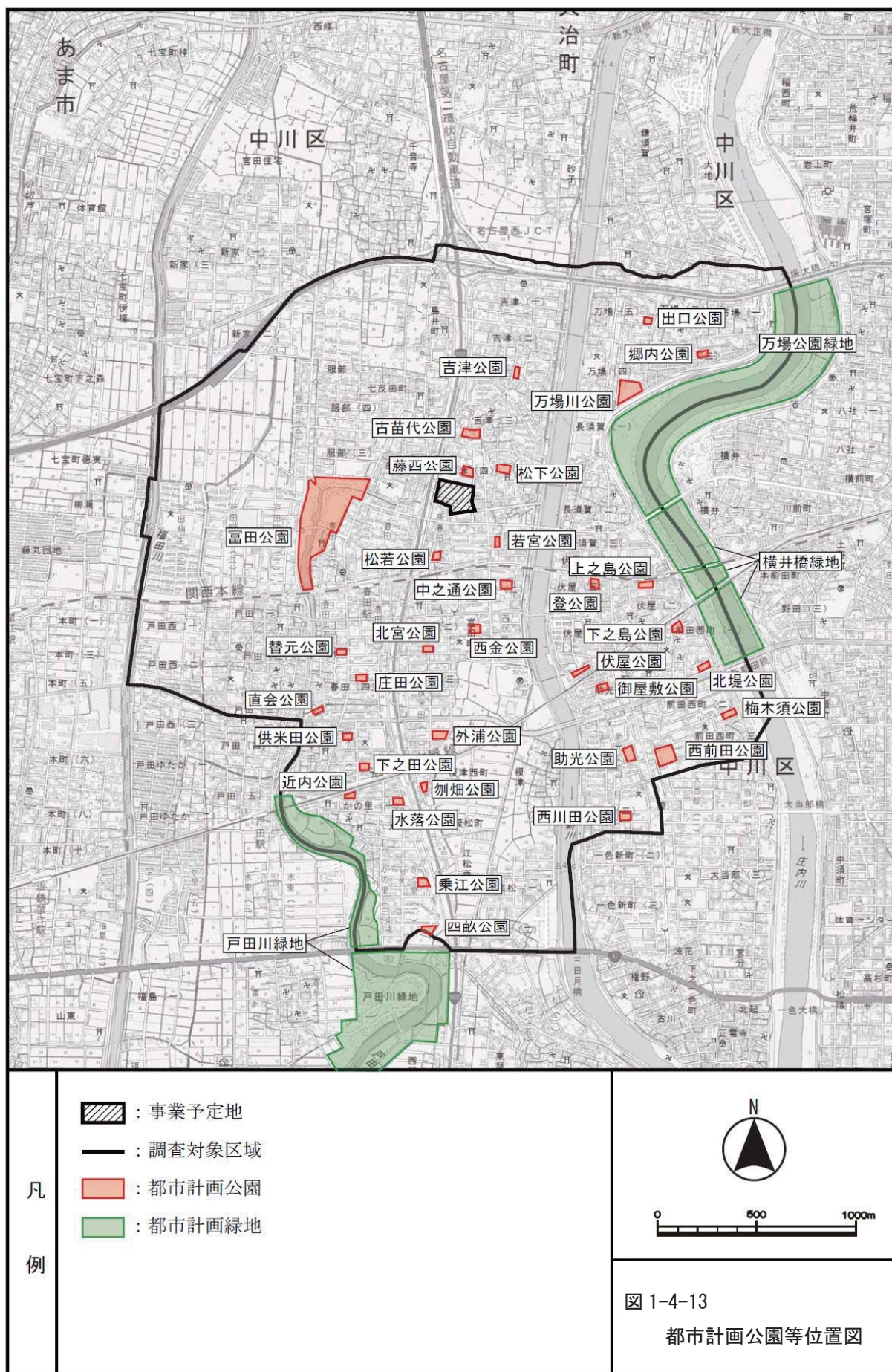


図 1-4-11
学校等の配置図



(4) 下水道等

名古屋市及びあま市における上水道の給水普及率は100%（平成24年3月31日現在）、公共下水道の人口普及率^注は名古屋市99.1%、あま市20.5%（平成25年3月31日現在）となっている。

注）総人口に対する下水道を利用できる人口の割合

資料）「平成25年版名古屋市統計年鑑」（平成26年 名古屋市）

「統計あま」（あま市ホームページ）

「平成24年度末の下水道整備状況について」（国土交通省ホームページ）

(5) 廃棄物等

名古屋市における平成24年度のごみ処理量(収集・搬入量)は622,826トンで、前年度621,368トンから1,458トン（約0.2%）増加している。あま市における平成23年度のごみ処理量は20,066トンであった。

また、名古屋市、中川区（平成24年度）及びあま市（平成23年度）のごみ収集量は、表1-4-7(1)、(2)に示すとおりである。

中川区におけるごみ収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源ともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

資料）「事業概要（平成25年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

「統計あま」（あま市ホームページ）

表 1-4-7(1) ごみ収集量（名古屋市、中川区）（平成24年度）

単位：トン

区分	ごみ収集				資源収集量	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	393,068 (80.1)	20,955 (4.3)	7,550 (1.5)	1,824 (0.4)	67,605 (13.8)	491,002
中川区	39,395 (81.5)	2,088 (4.3)	611 (1.3)	98 (0.2)	6,154 (12.7)	48,346

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

表 1-4-7(2) ごみ収集量（あま市）（平成23年度）

単位：トン

区分	可燃ごみ	プラスチックごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	乾電池	合計
あま市	14,700 (73.3)	1,581 (7.9)	1,625 (8.1)	458 (2.3)	1,687 (8.4)	15 (0.1)	20,066

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

4-1-6 関係法令の指定・規制等

(1) 公害関係法令

ア 環境基準等

(7) 大気汚染（資料 2－1（資料編 p. 18）参照）

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定められている。そのほか、低濃度ではあるが長期間の曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質について、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として、水銀等 8 物質について指針値が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(4) 騒音（資料 2－2（資料編 p. 20）参照）

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、騒音に係る環境基準が定められている。

(5) 水質汚濁（資料 2－3（資料編 p. 21）参照）

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、市民の健康を保護し、快適な生活環境を確保する上で維持されるべき目標として、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(1) 土壌汚染（資料 2－4（資料編 p. 29）参照）

「環境基本法」に基づき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(2) ダイオキシン類（資料 2－5（資料編 p. 30）参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に基づき、大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

イ 規制基準等

(7) 大気質（資料 2－6（資料編 p. 31）参照）

「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

一定規模以上の廃棄物焼却炉については、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素について、排出基準が適用される。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

愛知県では、大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、自動車 NOx・PM 法の対策地域を設定し、対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。

(イ) 騒音（資料 2－7（資料編 p. 35）参照）

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 17 条第 1 項に基づき、市町村長が関係機関に措置を執るよう要請する際の基準としての自動車騒音の限度（要請限度）が定められている。

(ロ) 振動（資料 2－8（資料編 p. 39）参照）

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、市町村長が関係機関に措置を執るよう要請する際の基準としての道路交通振動の限度（要請限度）が定められている。

(ハ) 悪臭（資料 2－9（資料編 p. 42）参照）

「悪臭防止法」（昭和 46 年法律第 91 号）に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法（官能試験法）を導入した「悪臭対策指導指針」（平成 15 年名古屋市告示第 412 号）を定めている。

(ニ) 水質（資料 2－10（資料編 p. 44）参照）

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）に基づき特定事業場からの排水水質についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」（昭和 47 年愛知県条例第 4 号）で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。

また、平成 24 年 6 月には、有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守等の義務が新たに設けられている。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場（指定地域内事業場）から排出される化学的酸素要求量（COD）、窒素及び燐について、総量規制基準が定められている。

なお、計画施設からの排水については、雨水を含め下水道へ放流することから、「下水道法」及び「名古屋市下水道条例」に定める基準が適用される。

(ホ) 地盤（資料 2－11（資料編 p. 46）参照）

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。また、地下水のゆう出を伴う掘削工事を行う場合であって、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm²を超える場合は、事前に名古屋市長に届出をしなければならない。本事業においては、掘削深度が浅く、工事によりゆう出水は生じない計画

であるが、工事開始後にゆう出水があり、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が78cm²を超えるものが必要になった場合は、直ちに「名古屋市環境保全条例」に基づく届出を行う。

なお、「工業用水法」(昭和31年法律第146号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されており、調査対象区域には、同法に基づく規制はされていない。

(キ) 土 壤

「土壤汚染対策法」(平成14年法律第53号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、又は土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあるとして都道府県知事(名古屋市においては、市長)が調査命令を発出したときは、同法に基づく土壤汚染調査が必要となる。

大規模な(3,000 m²以上)土地の形質変更を行おうとするときは、「土壤汚染対策法」に基づき、この旨を事前に名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

また、特定有害物質等取扱工場等にあつては、500 m²以上3,000 m²未満の土地の形質の変更を行おうとするときには、「名古屋市環境保全条例」に基づき、事前に当該特定有害物質の取り扱い状況に応じた土壤調査計画書を作成、提出し、実施した土壤汚染等調査の結果を名古屋市長に報告しなければならない。

なお、既存施設では敷地内にガソリンの給油施設を設置していたことから、特定有害物質等取扱工場等に該当する。

(ク) ダイオキシン類(資料2-12(資料編p.47)参照)

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、同法に規定する特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシン類について、排出基準が定められている。また、廃棄物焼却炉の集じん機で集められたばいじん及び燃え殻については、埋立等の処分を行う場合の処理基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成16年6月に制定された「景観法」(平成16年法律第110号)に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成19年3月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等(景観計画で対象としているものに限る)を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物(景観重要建造物)等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域(景観計画区域)に指定されている。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は、第一種住居地域及び準工業地域であり、「建築基準法」(昭和25年法律第201号)及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」(昭和52年名古屋市条例第58号)による日影の規制地域に該当する地域である。

(サ) 緑 化(資料2-13(資料編p.48)参照)

「緑のまちづくり条例」(平成17年名古屋市条例第39号)に基づき、対象となる敷地面積の20%以上を緑化する必要がある。

(シ) 地球温暖化

「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kL 以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」及び「温室効果ガスの排出の状況」「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

(2) 廃棄物関係法令

ア 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

イ 建設廃材など

発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務づけられている。

ウ 一般廃棄物処理施設の設置

市町村が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する一般廃棄物処理施設を設置又は変更しようとするときは、その施設の設置及び維持管理に関する計画を記載した書類等並びに生活環境影響調査の結果を記載した書類を添付し、都道府県知事（名古屋市内においては、市長）に届出なければならない。届出書の作成にあたっては、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、届出書に記載すべき事項を記載した書類及び生活環境影響調査の結果の縦覧、意見書提出の機会の付与が義務付けられている。

なお、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）において、環境影響評価に関する条例等に基づき実施された、生活環境影響調査に相当する内容を有する評価書等を生活環境影響評価書として添付することは差し支えないとしている。

エ 維持管理計画及び記録の公表等

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一般廃棄物処理施設である焼却施設等については、その維持管理に関する計画及び維持管理の状況に関する記録の公表が義務付けられている。本市では名古屋市公式ウェブサイトにおいて公表している。

(3) 自然環境関係法令

ア 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

イ 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定は

ない。

ウ 特別緑地保全地区の指定状況

調査対象区域では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区として国玉神社八剣社の 1 箇所が指定されている。

エ 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

(4) 防災関係法令

ア 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

イ 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

ウ 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

エ 災害危険区域の指定状況

調査対象区域では、図 1-4-14 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 2 種区域及び第 4 種区域に指定されている。ただし、事業予定地については、いずれにも指定されていない。

オ 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域では、図 1-4-15 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域に指定されている。事業予定地については、準防火地域に指定されている。

(5) その他

調査対象区域では、図 1-4-15 に示すとおり、「都市計画法」に基づく高度地区に指定されている。事業予定地については、絶対高 31m 高度地区に指定されている。

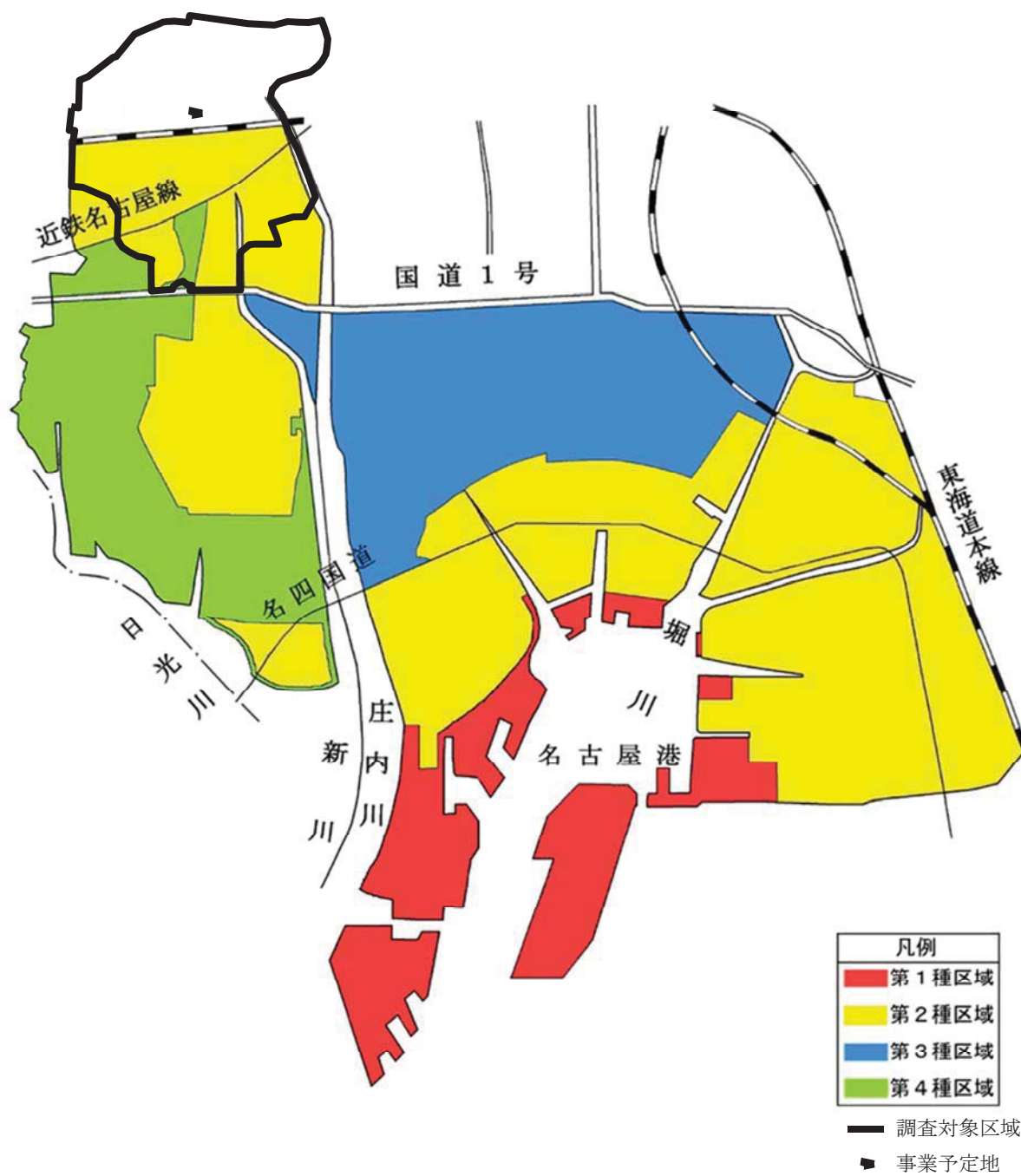
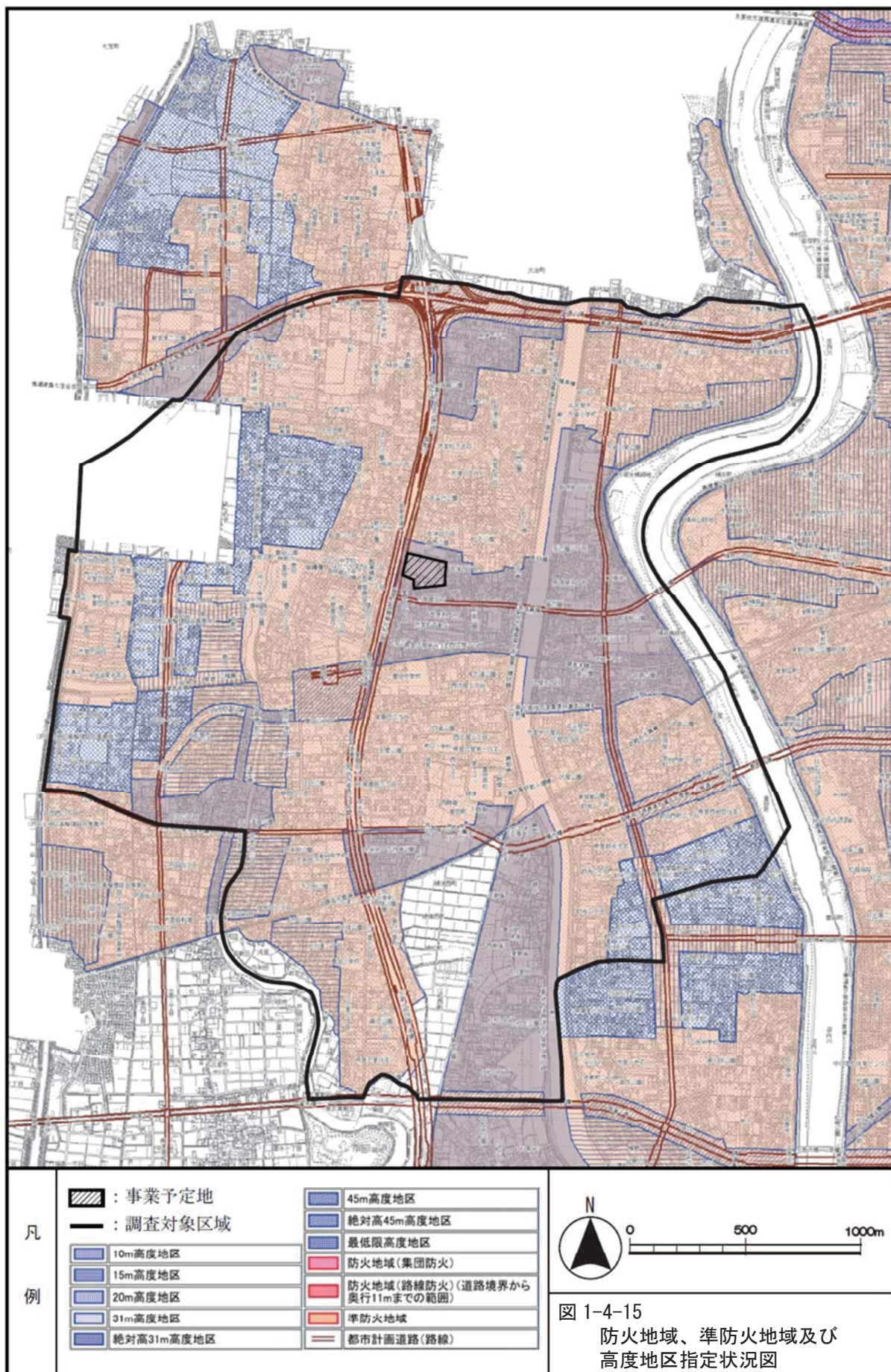


図 1-4-14 臨海部防災区域図

出典) 名古屋市ホームページ



この図は、名古屋市都市計画基本図を使用したものである。

4-1-7 環境保全に関する計画

(1) 愛知地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知地域公害防止計画」を策定している。平成 24 年 3 月に改定し、策定地域は、名古屋市はじめ 7 市となっており、あま市は含まれていない。

(2) 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改定されている。平成 26 年 5 月には、持続可能な社会の構築に向けて、これからの環境施策の方向性を示す新たな計画として「第 4 次愛知県環境基本計画」が策定されている。

(3) 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて平成 18 年 7 月に「第 2 次名古屋市環境基本計画」を策定し、現在は、「第 2 次名古屋市環境基本計画」の目標年度を迎えたことから、2050 年を見据え「水の環復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の 3 つの長期戦略を踏まえた「2050 年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後 10 年間の方向性と主な施策を示した「第 3 次名古屋市環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。「第 3 次名古屋市環境基本計画」の施策及び主な指標を表 1-4-8(1), (2) に示す。なお、計画の期間は平成 32 年度までとしている。

(4) 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市は、平成 20 年 5 月に 21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この計画では、「ごみも資源も、減らす、活かす」という基本方針を基に、平成 32 年度の目標を「挑戦目標」とし、「①総排出量を 104 万トンに削減する」「②資源分別量を 38 万トンから 50 万トンに引き上げる」「③ごみ処理量を 2 割削減し 54 万トンを目指す」「④埋立量 2 万トンを目指す」の 4 つの目標を掲げている。

また、埋立量を削減するために、不燃ごみとしていたプラスチック類の取り扱いについて、「① 容器包装プラスチックの分別徹底（法ルートによるリサイクル）」、「② 事業系プラスチックの分別徹底（自主的資源化の促進）」、「③ 法整備（非容器包装プラスチックの資源化ルート確立）の働きかけ」を行い、「④ ①～②を前提としつつ、③が実現するまでの間は、「ごみとして残るプラスチック」については、焼却による熱回収・埋立回避を行います。」としている。これに基づき平成 23 年 4 月からはプラスチック類の分別区分を可燃ごみとしている。

なお、平成 26 年から、第 4 次一般廃棄物処理基本計画の改定作業を進めている。

表 1-4-8(1) 第 3 次名古屋市環境基本計画の施策

2020 年度目標	取組方針	施策の方向
風土を活かし、 ともに創る環境 首都なごや	参加・協働を促進します	・環境情報の共有化 ・環境教育・環境学習の推進 ・環境保全活動の促進
	環境と経済・社会の好循環を推進します	・環境産業の育成、環境分野の技術開発の推進 ・環境に配慮した事業活動の推進 ・環境に配慮した消費行動の推進
	広域連携を推進します	・伊勢湾流域圏内の連携・交流促進 ・国内外の自治体との連携推進
	健康で安全な生活環境を確保します	・大気環境の保全 ・水環境の保全 ・騒音・振動対策の推進 ・地盤環境の保全 ・公害による健康被害の救済・予防
	有害化学物質等の環境リスクを低減します	・有害化学物質等による環境リスクの低減と情報の共有
	ごみ減量・リサイクルを推進します	・発生抑制・再使用の推進 ・分別・リサイクルの推進 ・産業廃棄物対策の推進
	ごみを安全・適正に処理します	・埋立量の削減
	土・水・緑の保全と創出を推進します	・緑の保全と創出 ・自然のネットワーク化と生物多様性の向上 ・歴史的・文化的環境を保存、活用したまちづくり
	健全な水循環の保全と再生を推進します	・保水機能の保全と向上 ・水資源の有効利用
	低炭素な生活を促進します	・自然エネルギー等の有効利用の促進 ・低炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ・省エネ住宅・建築物の導入促進
	低炭素なまちづくりを推進します	・環境にやさしい交通体系の創出 ・駅そば生活圏の形成 ・ヒートアイランド対策の推進

表 1-4-8(2) 第 3 次名古屋市環境基本計画の主な指標

指 標	現状 (2012 年度)	目標 (2020 年度)
大気汚染に係る環境目標値（二酸化窒素）の達成率	88.9%	100%
水質汚濁に係る環境目標値（BOD）の達成率	84.0%	100%
ごみ処理量	62 万トン	54 万トン
ごみの埋立量	5.2 万トン	2 万トン
温室効果ガス排出量削減率（1990 年比）	-12.7% (2011 年度)	-25%